

令和3年度
**中小企業組合
検定試験**
12/5 SUN

検定試験を受けて組合士になろう!!

12月5日[日]

受験資格 特になし(ただし、組合士として認定されるには組合等での実務経験が必要です)

試験科目 組合会計 組合制度 組合運営

試験日 令和3年12月5日(日)

試験地 札幌・青森・仙台・秋田・郡山・東京・長野・静岡・名古屋・大阪・松江・岡山・広島・山口・高松・福岡・大分・鹿児島・那覇

願意受付期間 令和3年9月1日(水)～10月15日(金)

受験料(税込) 6,600円
市一部科目免除者については、5,500円(二科目受験)、4,400円(一科目受験)。

お問い合わせ先 お申し込み方法など詳しいことは、最寄りの都道府県中小企業団体中央会または全国中小企業団体中央会(TEL.03-3523-4907)までお問い合わせ下さい。

主催/全国中小企業団体中央会
後援/中小企業庁
協力/都道府県中小企業団体中央会

<担当: 連携推進課 永久>

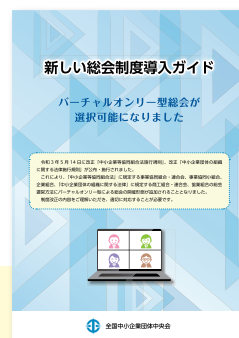
『新しい総会制度導入ガイド』が発行されました

バーチャル組合総会の補助資料である『新しい総会制度導入ガイド～バーチャルオンリー型総会が選択可能になりました～』(全国中小企業団体中央会)が発行されました。

本ガイドでは、法令に規律される組合総会手続において、開催形態(リアル型/ハイブリッド型/バーチャルオンリー型)の違いによる留意事項をはじめ、バーチャル出席方法を伴う総会(バーチャルオンリー型、ハイブリッド型)の運営におけるポイントについて総会手続フローに沿って説明しています。今般の制度改正は、必ずしもすべての組合に対してバーチャル組合総会・理事会制度の導入を求める趣旨ではありませんが、新たな選択肢が追加されたこの機会に今後の組合の機関運営について確認・検討することをお勧めします。

制度改正についてご不明点がありましたら、中央会までお問い合わせください。

◇全国中小企業団体中央会のホームページから
『新しい総会制度導入ガイド』の電子版がダウンロードできます。
<https://www.chuokai.or.jp/hotinfo/virtualsoukai-guide.html>



中小企業のための 地震・津波の補償「地震特約」

ひょうご共済の火災共済に特約としてご加入いただける制度です。

ひょうご共済 地震特約

“ひょうご”の中小企業を補償でサポート!



ひょうご共済

兵庫県共済協同組合



動く つなぐ 結ぶ
組合・中小企業を
サポート

9

月刊中央会

2021/September 第764号

令和3年9月5日号(毎月1回5日発行)

組合・中小企業を
応援します!



源頼朝(太子朝)

特集 定款参考例が改訂されました vol.1

■中央会事業

- ◇兵庫県中央会と三井住友海上火災保険株式会社が健康経営セミナーを開催
- ◇「事業継続力強化計画」策定Webセミナーを開催
- ◇令和3年度小規模事業者大規模展示会共同出展事業「全国 食の逸品EXPO」・「東京インターナショナル・ギフト・ショー秋2021」出展企業のご紹介

■情報レポート

県内中小企業は、再度のまん延防止等重点措置が適用されたこと等により、改善の兆しを見せていた各指標にも水を差された状態である

■お知らせ

「中小企業等経営強化法」が改正されました

■コラム

一中小企業のためのデザイン経営レポート
デザインを経営に生かす Lotus Design Studio (ロータスデザインスタジオ) 代表 景山 恭子

■お知らせ

- ◇中小企業向け在宅勤務用システム「テレワーク兵庫」の利用企業の募集
- ◇最低賃金を引き上げた中小企業における雇用調整助成金等の要件緩和について
- ◇育児・介護休業法改正ポイントのご案内
- ◇第63回中小企業団体兵庫県大会の日程変更について
- ◇齋藤新知事と本会中村会長が懇談

■中央会からのお知らせ

- ◇令和3年度中小企業組合検定試験
- ◇『新しい総会制度導入ガイド』が発行されました



兵庫県中小企業団体中央会
<https://www.chuokai.com>

定款参考例が改訂されました vol.1

令和3年7月30日に「中小企業定款参考例」が改訂されました。主に次の4点について整備されました。改訂のポイントを3回シリーズでご案内します。

なお、バーチャルオンリー型組合総会（総代会）及び理事会は、すべての組合が導入しなければならないものではありません。導入したい場合は、定款変更の手続きをお願いします。

1. 「中小企業等協同組合法施行規則」並びに「中小企業団体の組織に関する法律施行規則」の改正に伴うバーチャルオンリー型組合総会（総代会）及び理事会を開催可能にするための規定の追加【9月号に掲載】

2. 「バーチャル組合総会／理事会開催に関する実務指針」の策定に伴う諸規定の見直し【10月号に掲載予定】

3. 事業の規定例の追加【11月号に掲載予定】

4. 賛助会員規定【11月号に掲載予定】

1. 「中小企業等協同組合法施行規則」並びに「中小企業団体の組織に関する法律施行規則」の改正に伴うバーチャルオンリー型組合総会（総代会）及び理事会を開催可能にするための規定の追加

①「場所」を定めないバーチャルオンリー型総会の導入【事業協同組合定款参考例第41条】

改正後	改正前	備考
（総会招集の手続） 第41条 総会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所（当該総会の場所を定める場合に限り、当該場所に存しない組合員が当該総会に出席する方法を含む。）を記載した書面を各組合員に発してするものとする。また、通常総会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。 ----- （注1）総会の招集については、会日の10日前を下回る期間を定款で定めることができるので、10日前を下回る期間とする場合には、当該日数を記載すること。 （注2）第1項はバーチャルオンリー型組合総会を開催しない組合における規定であり、バーチャルオンリー型組合総会を開催する組合は、次のように記載すること。 第41条 総会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所（当該総会の場所を定める場合に限り、当該場所に存しない組合員が当該総会に出席する方法を含む。）又は開催の方法（当該総会の場所を定めない場合に限り、組合員が当該総会に出席するために必要な事項を含む。）を記載した書面を各組合員に発してするものとする。また、通常総会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。	（総会招集の手続） 第41条 総会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各組合員に発してするものとする。また、通常総会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。 ----- （注）総会の招集については、会日の10日前を下回る期間を定款で定めることができるので、10日前を下回る期間とする場合には、当該日数を記載すること。	文言の追加／バーチャル出席を伴う場合の規定だが、同修正がなくてもハイブリッド型総会開催は可能 注記追加／バーチャルオンリー型組合総会を開催する場合の対応

②バーチャルオンリー型組合総会を開催した場合の議事録の記載事項の変更【事業協同組合定款参考例第48条】

改正後	改正前	備考
（総会の議事録） 第48条 総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成するものとする。 2 前項の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。 （1）招集年月日 （2）開催日時及び場所 （中略） ----- （注1）第2項（2）「開催日時及び場所」はバーチャルオンリー型組合総会を開催しない組合における規定であり、バーチャルオンリー型組合総会を開催する場合には「開催日時及び場所（総会の場所を定めた場合に限る。）又は開催の方法（総会の場所を定めなかった場合に限る。）」と記載すること。 （注2）	（総会の議事録） 第48条 総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成するものとする。 2 前項の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。 （1）招集年月日 （2）開催日時及び場所 （中略） ----- 追加 ----- （注）	注記追加／バーチャルオンリー型組合総会を開催する場合の対応

③バーチャルオンリー型組合理事会を開催した場合の議事録記載事項の変更【事業協同組合定款参考例第53条】

改正後	改正前	備考
（理事会の議長及び議事録） 第53条 理事会においては、理事長がその議長となる。 2 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印するものとし、電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事は、これに電子署名を付するものとする。 3 前項の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。 （1）招集年月日 （2）開催日時及び場所 （中略） ----- （注1）第3項（2）「開催日時及び場所」はバーチャルオンリー型組合理事会を開催しない組合における規定であり、バーチャルオンリー型組合理事会を開催する場合には「開催日時及び場所（理事会の場所を定めた場合に限る。）又は開催の方法（理事会の場所を定めなかった場合に限る。）」と記載すること。 （注2）	（理事会の議長及び議事録） 第53条 理事会においては、理事長がその議長となる。 2 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印するものとし、電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事は、これに電子署名を付するものとする。 3 前項の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。 （1）招集年月日 （2）開催日時及び場所 （中略） ----- 追加 ----- （注）	注記追加／バーチャルオンリー型組合理事会を開催する場合の対応

…… 最新の定款参考例の全文は、兵庫県中央会のホームページに掲載しております。 ……

<https://www.chuokai.com/teikansankourei2107/>

兵庫県中央会と三井住友海上火災保険株式会社が健康経営セミナーを開催

中小企業の経営において近年、働く人の健康への配慮が求められてきており、健康経営への取り組みの重要性が高まってきています。そこで8月4日にハイブリッド形式で「健康経営認定取得セミナー」を開催し、企業経営者など29名が参加しました。

健康経営優良法人の認定取得、ならびに働く人の心身のケアサービス（年間約1,000社の健康経営を支援）を行っている株式会社M&Pラボラトリー代表取締役の落合広規氏を講師に招き、健康経営が必要になった背景や導入の課題、健康経営優良法人認定、M&P社の健康経営プロジェクトについて講演いただき、特に取得メリットとして、従業員の定着率UP、労働意欲UP、労務リスクの低減に効果のあることが理解できる内容でした。

また、三井住友海上火災保険株式会社の夷子泰正氏より「健康経営支援保険」の内容について説明もあり、同保険のサービスとして健康管理アプリの活用や休業時の収入の補償、コンサルティングサービスの提供などが受けられるといった特徴を持っていることが紹介されました。

健康経営優良法人の認定取得や保険の内容については、中央会支援部までお問い合わせください。



＜担当：内田＞

「事業継続力強化計画」策定 Web セミナーを開催

商工組合中央金庫（神戸支店、尼崎支店、姫路支店）、中小企業基盤整備機構（中小機構）近畿本部、兵庫県中央会の3者共催で、8月27日に「事業継続力強化計画」策定Webセミナーを開催し、28団体・企業が参加しました。

「事業継続力強化計画」とは、中小企業が策定した防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定する制度です。認定されると税制措置や金融支援及び、ものづくり補助金における加点などの支援策が受けられます。

同セミナーでは中小機構近畿本部の中小企業アドバイザー・松田茂氏より最近の災害リスクの現状、災害の想定と事前準備の重要性、事業継続力強化計画の意義と概要について説明がありました。計画策定にあたっては事業継続力強化に取り組む目的を明確にした上で、自社拠点の自然災害リスクの認識と被害を想定し、ハザードマップ等を活用しながら、災害発災時の初動対応手順（安否確認、被害の確認・発信手順等）と同時にヒト、モノ、カネ、情報を災害から守るための具体的な対策を記載する等の留意点が示されました。

また、協同組合や複数の企業が連携して策定する「連携事業継続力強化計画」についても説明がありました。

加えて、松田氏は中小機構近畿本部窓口相談専門家として、BCP策定をはじめ各種計画策定支援、経営改善などを担当していることからセミナーの最後に中小機構の計画策定支援事業についての案内もありました。

＜担当：内田＞



令和3年度小規模事業者大規模展示会共同出展事業

「全国 食の逸品EXPO」・「東京インターナショナル・ギフト・ショー秋2021」出展企業のご紹介

兵庫県中央会では、兵庫県下の小規模事業者および中小企業の販路拡大や自社製品の認知度向上等を目的として、首都圏で開催される大規模展示会へのグループ出展を支援しています。ご来場の際には、是非「兵庫県ブース」へお立ち寄りください。

全国 食の逸品 EXPO

日時：2021年10月7日(木)・8日(金) 10:00～17:00

会場：東京ビッグサイト（青海展示棟）

HP：https://www.ippin-expo.jp/

【出展企業】

出展社名	地区	出展内容
株式会社 NOUEN	朝来市	岩津ねぎ及び岩津ねぎ加工品(ポタージュ、スープ、乾燥品)
株式会社夢工房	明石市	つけだし汁付きあかし玉子焼きの粉セット、冷凍あかし玉子焼(明石焼)
株式会社池上農場	淡路市	淡路島たまねぎ 自社ブランド「あやたけ」
株式会社善太	南あわじ市	淡路島フルーツ玉ねぎ、淡路島フルーツ玉ねぎ加工品(スープ、ドレッシング、カレー)
但馬米穀株式会社	豊岡市	こうのとり大地(米)、ときじくの舞(甘酒)、葬時(日本酒)
マルヤ水産株式会社	香美町	香住ガニ(紅ズワイガニ)加工品、むき身、カニミソ、常温加工品
有限会社ムッシュ	姫路市	ムッシュ自家製アーモンドバター
エムズ	明石市	有機焙煎玄米α、有機玄米黒茶、焼き菓子
平野製麺所	南あわじ市	乾麺
ハートフードクリエイツ株式会社	神戸市	アップルパイセット、パイ+コンフィチュールセット等

＜担当：連携推進課 今橋＞

日本最大のパーソナルギフトと生活雑貨の国際見本市

第92回東京インターナショナル・ギフト・ショー秋2021

日時：2021年10月13日(水)～15日(金) 10:00～18:00

会場：東京ビッグサイト(西展示棟・南展示棟) ※最終日は17:00まで

HP：https://www.giftshow.co.jp/tigs/92tigs/index.htm

【出展企業】

出展社名	地区	出展内容
河部精密工業株式会社	姫路市	プロユースの切れ味を持ったハンディソー "utiles"メタル用・ウッド用・クラフト用
株式会社共生社	尼崎市	TAGGED耐洗紙を使った握りやすいデザイン文具、悪天候の中でも使えるタフなノート・メモ
株式会社伍魚福	神戸市	「一杯の珍極シリーズ」全31種類の単品・ギフト関連商品
ゼロ精工株式会社 / デライトラボ	尼崎市	金属製ステーションナリー(溜息3秒・T3ボールペン)、アウトドアグッズ
ソリッドソニック株式会社	神戸市	骨伝導集音器Vibone Nezu(バイボーンネズ)
株式会社藤原	小野市	オリジナル銅製品
MARIKO	明石市	皮革の傘～日本の宝である職人を未来に残す～
株式会社横谷	丹波市	置き畳、畳縁小物
リトルクラフト神戸	神戸市	【香り雑貨】ハーバリウム&ボタニカル体験材料
ワンズ株式会社	西脇市	ペットたちをダメにする!?ビーズソファ、整体術院の先生が推奨するイエナカグッズ

＜担当：連携推進課 赤松＞

信用保証のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の皆さまへ

当協会では、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている中小企業・小規模事業者の皆さまに対して、経営相談窓口を設置し、各種保証制度等により、経営支援、資金繰り支援を行っています。

危機関連保証 危機関連保証の認定を受けられた事業者の方は、一般保証およびセーフティネット保証とはさらに別枠となる責任共有対象外保証が利用可能となります。
セーフティネット保証4号 セーフティネット保証4号の認定を受けられた事業者の方は、一般保証と別枠の責任共有対象外保証が利用可能となります。
セーフティネット保証5号 セーフティネット保証5号の認定を受けられた事業者の方は、一般保証と別枠の責任共有対象保証が利用可能となります。

【令和3年4月から以下の保証制度の取扱いを開始しました】

- ① 全国統一保証「併走支援型特別保証制度」
- ② 兵庫県融資制度「併走型経営支援特別貸付」

上記は、概要のため、詳細は当協会HPをご覧ください。各事務所・支所にお問い合わせください。

HPはこちらから



兵庫県信用保証協会
CREDIT GUARANTEE CORPORATION OF HYOGO-KEN

〒651-0195
神戸市中央区浪花町62番地の1
TEL.078-393-3900(代表)



情報レポート

令和3年8月10日集計

概況

県内中小企業は、再度のまん延防止等重点措置が適用されたこと等により、改善の兆しを見せていた各指標にも水を差された状態である。

内閣府が8月6日に公表した6月の景気動向指数の速報値は、景気の現状を示す一致指数が2か月ぶりに改善した。一致指数の基調判断は「改善を示している」というこれまでの表現を据え置いた。

一方、県内の中小企業は、製造業においては業績回復の兆しが見られるものの、原材料価格や原油価格が高騰し事業者の経営に影響を及ぼし始めており、製品・商品への価格転嫁に苦慮しているといったコメントも見受けられる。非製造業においては、再度のまん延防止等重点措置の適用などにより食料品関係等の生活必需品を除いて個人消費が鈍い状況が続いている。また、一部の業種・業態においては人手不足が顕在化しているものの、思うように人が集まらない状況となっている。

業種別景況天気図（前年同月比）

令和3年7月（8月集計）分

業種	項目	景況	売上	収益	資金
製造業		6%	31%	11%	0%
非製造業		-30%	-19%	-32%	-30%
総合		-12%	5%	-11%	-15%

県内の景況

マーク

基準(DI値)

30以上

10以上～30未満

-10以上～10未満

-30以上～-10未満

-30未満

業界の声

製造業

食料品.....

再度のまん延防止等重点措置の決定により外食産業のダメージは大きい。それに伴い、組合員（各社）は仕込み量の調整に悩みながらも事業の方向性を模索している。

木材・木製品.....

木材、合板共に品不足で価格上昇が止まらず、木造住宅の危機である。資金繰りが悪化し、信用不安等が発生する恐れがある。木材価格が反転した時の状況が不安である。

鉄鋼・金属.....

公共工事の減少が春先から続いており、入札予定とされていた期日が予算の関係で後へ後へと遅れ、新規案件が決まっていない。仕事の受注残が徐々に減少している状況である。長引くコロナ禍の影響が予算取りにも影響していると思われる。

一般機器.....

金属材料、樹脂製品や電気部品・機器等の入手が難しくなっている。半導体不足の影響か。材料価格も高騰している。また、求人を出しても応募がなく、人材不足が慢性的になっている。今後、更に製品製造や生産に支障がでてくる恐れがある。

電気機器.....

7月は対前月比、稼働日数が減少したが微増の状況である。国内の自動車の販売は、半導体不足の影響により前年同月比4.8%減と10ヶ月ぶりに減少となった。

その他.....

釣針の材料である鉄鋼線材は、世界の需要を牽引する中国の堅調さを背景として、線材需要が極めてタイトな状況が続いているなか、主材料、副材料などのコストアップを主因に全世界的に線材価格は上昇傾向にある。それ故、釣針資材の値上げが続いており組合員事業所も製品価格に転嫁できるか模索している。

非製造業

卸売業.....

7月初旬より県外出張を再開した事業所が増えてきたが、再びコロナ感染者が増えており、緊急事態宣言も再開されたため今後また営業活動に支障が出る。

小売業.....

昨年と比較して客数は増加したものの、客単価は低下し全体を通してみれば売上の前年並みで着地した。飲食関係は時短営業により大幅売上ダウンであるが、食料品関係は引き続き二桁近い伸び率をキープした。衣服雑貨の売り上げが伸び悩んでいる。

商店街.....

自宅でのオリンピックのテレビ観戦と猛暑続きで外出が敬遠され、日常の必需品以外の物の売れ行きが悪く、先月と同様に消費動向に変化はない。

サービス業.....

連休等によりレッカーの出動、修理は確実に増加していたが、再度のまん延防止が決定したため先行きは暗い。「不要不急の外出をしないで」と言われては仕事に戻らない。

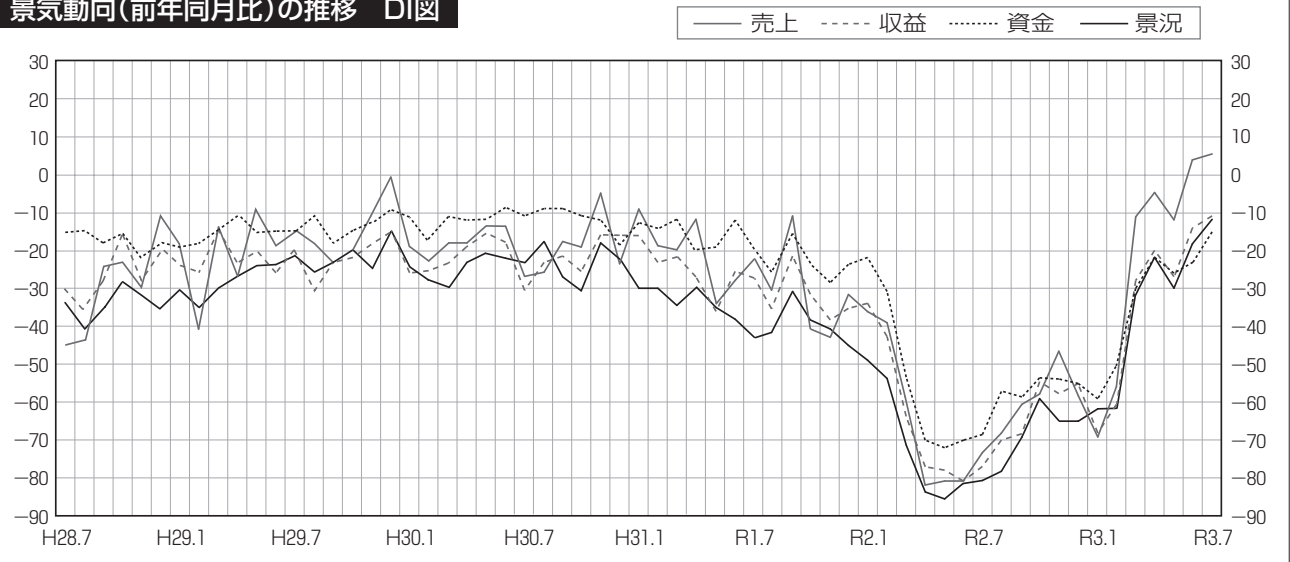
運輸業.....

軽油価格が今月も上がり、前年同月との比較で実に1ℓあたり25円もの値上がりになっている。相変わらず、食品・宅配以外の貨物量は低迷したままで、オリンピックによる関東方面の交通規制や猛暑によるドライバーの健康管理など悩みの種は尽きない。

その他.....

悪い状況で推移しており、まさにコロナに翻弄されている。イベント及びディスプレイ関連は、従来の方法にこだわらず臨機応変に軌道修正しつつ、あるべき姿を達成することが重要だと感じている。

景気動向（前年同月比）の推移 DI図



DIとは？

ディフュージョン・インデックス（Diffusion Index）の略で、景気が「上向き」か「下向き」かという、景気の方角性を示す指数。DI値は、調査対象組合に「好転」「不変」「悪化」というような選択肢の質問を行い、「好転」の回答構成比から「悪化」の回答構成比を差し引いて算出している。

◇DI値＝（「増加」・「好転」した組合数－「減少」・「悪化」した組合数）÷回答組合数×100

新しい支援制度のお知らせ

「中小企業等経営強化法」が改正されました

①経営力向上計画・経営革新計画の支援対象の変更

業種	改正前 （資本金額、従業員数）	改正後 （従業員数）
製造業等	3億円以下 or 300人以下	500人以下
卸売業	1億円以下 or 100人以下	400人以下
サービス業	5,000万円以下 or 100人以下	300人以下
小売業	5,000万円以下 or 50人以下	300人以下

ポイント

- ① 資本金基準を撤廃
- ② 従業員数を引き上げ

②M&Aに関する新しい税制の創設

●経営力向上計画に基づいてM&Aを実施した場合に、以下3つの措置が活用できます。

- 1.設備投資減税（中小企業経営強化税制）
- 2.雇用確保を促す税制（所得拡大促進税制）
- 3.準備金の積立（中小企業事業再編投資損失準備金）

③中堅企業への支援の拡大

●中堅企業が中小企業と連携事業継続力強化計画を実施するにあたり、自然災害等の発生による危機時に限り、以下2つの措置が活用できます。

- 1.日本政策金融公庫による低利融資
- 2.中小企業信用保険法の特例（上限：2.8億円）

各種制度の詳細はこちら

●経営力向上計画・M&Aに関する新しい税制の創設（①・②関連）

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>

経営強化法

検索 Q

●経営革新計画（①関連）

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/index.html>

経営革新支援

検索 Q

●事業継続力強化計画（③関連）

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>

事業継続力強化計画

検索 Q



中小企業のための デザイン経営レポート

デザインを経営に生かす

Lotus Design Studio（ロータスデザインスタジオ） 代表 景山 恭子

皆様初めまして、私は神戸市を中心にグラフィックデザインと商品ブランニングをしておりますロータスデザインスタジオの景山と申します。メーカーのインハウスデザイナーとしての勤務を経て、独立して以来、兵庫県内外の中小企業様のデザイン開発に携わらせていただいた経験の中で気付いたことをデザイナー目線で書かせていただきます。

◆ デザイナーを探す前に

私が経験した中でデザイナーとのプロジェクト経験が少ない企業様は、デザイナーが仕事を進める上で必要となる商品開発の「動機」や「目的」が曖昧なままデザインをオーダーされることが少なくありません。勿論、デザイナーはデザイン制作に入る前に入念に打ち合わせをし、その中で抱えておられる問題点等について相互理解を深めていきます。ですが、限られた時間と予算の中でプロジェクトを進行するためには、「デザインがなぜ必要なのか」、「何を訴求するデザインが必要なのか」、「今後どのような自社の将来像を描いているのか」、「それに伴う予算調達、生産計画、販売計画等は定まっているのか」、これらの点を社内で共通認識を持っていた上で、どの分野のデザイナーとプロジェクトを開始すべきか検討いただくのが理想的です。

デザイナーと一口で言っても、グラフィック、プロダクト、Webデザイナー等その分野は多岐にわたっています。そしてプロジェクトの規模や目的によっては、ディレクターやプランナー等の必要性も出てきます。デザイナーによって得意分野も異なりますので、目的に合った分野のデザイナーに依頼することでポテンシャルをより発揮でき、より円滑に進行し、ブレのない良い結果に繋がります。予算がある企業様の場合は、その点を広告代理店に一括発注することも多いでしょうが、中小規模の企業様は、まずこの目的に合ったデザイナー探しがプロジェクトのスタートとなります。悩まれた時は、中小企業庁の勧める専門家派遣を利用いただくのも良いかもしれません。

◆ 役割を明確に

デザイナーとは、「経営者の思いをカタチ」にする職業です。これまでも何度か経験したのですが、「デザイナーに頼めば何とかなるだろう」という安易な考えでのオーダーがしばしばございます。当たり前のことですが、「企業理念」や「経営方針」があってこそそのデザインです。デザイナーは「経営者の思い」をカタチにするので、「企業理念」や「経営方針」さえ存在しない会社の商品

のデザインは単なる虚飾でしかありません。「見栄え」だけ整えても顧客に思いは伝わりません。何のために商品を開発するのか、その動機や必要性、商品に対する企業側のこだわりをカタチにするのがデザイナーの役割なのです。そして、デザイナーは生産計画や販売計画を知った上でデザインを開発していきます。消費者の手に届き、消費された後もリニューアルをイメージしながらデザインを進行していきます。

◆ 時代の変化とともに

現在、身の回りにデザインされていないものは無いと言えるくらいにデザインが溢れる時代になりました。デザインの範疇は時代の変化とともに広がりを見せ、企業様が必要とするデザインも多様化しています。特に昨今のコロナ禍においては、オンラインでの販売にシフトチェンジを余儀なくされた企業様も多く、その流れの中で必要とされるのは、ネット上でのデザインのあり方です。自社の企業（商品）アイデンティティをオンライン上でどのように伝えるか、どの様なビジュアルが必要なのか、どの様な手法でターゲットにアプローチするか等々が新たな課題となっていると思われます。目的に合った媒体で如何に表現していくか、短期的ではなく長期的に見据えてのブランド構築が必要です。「自社のブランドは一体どうあるべきか?」、デザインが必要になった時は一度じっくりと社内を分析するべき時機なのかもしれません。自社を客観的に分析することは、新たな自社のブランディングの動機に繋がります。

◆ デザインと経営

さて、経営者様はご自分のイメージをしっかりとカタチにできているでしょうか?ご自分のブランドを構築できているでしょうか?アイデアがあっても、恐らくそれらを整理することは難しいと思います。私が企業様との打合せで確認をするポイントに「デザイン思考」をお持ちの経営者様かどうかという点があります。しかし、「デザイン思考」は入り口でしかありません。常に新しい視点、ものの見方ができているかがとても大切です。時代の変化は、目まぐるしく、このコロナ禍においては既存の価値観は見直しを迫られました。消費者は今までよりもさらに、目に見えない本質的な価値を求めるようになってきていると感じています。デザインにおいても、造形しない方が良い場合もありますし、何も作らないのもデザインの一つです。そして何よりも大切で変わらない価値があるとすれば、それは「安心・安全」でしょう。「安心・

安全」を見失った経営から生まれるデザインは、もはや虚飾を超えて人を欺く危険な手段になってしまいます。デザイナーもその点をよく理解した上で、企業様のお手伝いをさせていただく様に努めています。「消費者を欺かない、正直な経営」から永続性のある本物のデザインは生まれると私は信じています。

◆ ブランディング

ブランディングとは、簡単に言うと「見え方のコントロール」をすることです。一つの魅力ある商品だけではなく、企業全体（商品）の方向性をコントロールすることが肝要です。BtoBなのか、BtoCなのか、あるいはその両方なのか、ターゲットに適った目的と手段で見え方をコントロールしていくことです。それらは時代とともに変化し、常に対応に迫られることでしょう。しかし、自社の理念や価値が正しくターゲットに真っ直ぐに伝わっていく様にするためには必要不可欠な活動なのです。まずはできるところから始めてみてはいかがでしょうか?社内の一人一人が自社の価値に気づき、目覚めた時、これまでに無い新しい集団のパワーが生まれます。

◆ 特許庁がすすめる「デザイン経営」

すでにご存知の方もいらっしゃると思いますが、特許庁が掲げる「デザイン経営」については、すべての企業様に当てはまるセオリーではないかもしれませんが、デ

ザインを経営に取り入れる際に参考になります。詳細は、特許庁のホームページをご覧ください。日本ではデザインは「知的財産」という認識が未だに低いのが現状です。デザインされたものには著作権が存在します。しかし、企業様の中にはその認識が無く、業務上で生み出されるデザイン著作物に対して違法な扱いをされていても気付いていない場合があります。これを機に、是非デザインに対する知見を深めていただき、より良い経営のために生かしていただければと願っております。

【特許庁のホームページ：https://www.jpo.go.jp/introduction/soshiki/design_keiei.html】

Profile

Lotus Design Studio
(ロータスデザインスタジオ)

代表 景山 恭子

【経歴】

1997年 大阪芸術大学 美術学科卒業
テレビ美術、舞台美術、神戸の老舗洋菓子メーカーのインハウスデザイナーを経て2014年に独立
2020年 デザイン考案した「糊を使わない手提げ袋【福紙®】」で意匠権取得
公益財団法人日本グラフィックデザイン協会正会員、兵庫県中小企業団体中央会ビジネスコーディネーター



景山 恭子

中小企業向け在宅勤務用システム「テレワーク兵庫」の利用企業の募集

兵庫県では、自宅パソコンから職場パソコンにアクセスして在宅勤務ができるテレワークシステム「テレワーク兵庫」の利用企業を募集しています。

職場と自宅のパソコン双方に専用の接続アプリを導入することにより、自宅から簡単・安全に職場パソコンを利用できます。ホームページでは、操作方法等を動画でご紹介しておりますので、是非ご覧ください。

8月20日から4回目の緊急事態宣言が出された中、出勤者数の7割削減を目指し、在宅勤務（テレワーク）等の推進をお願いしています。

【対 象】

- 原則兵庫県内の中小企業（資本金3億円以下または従業員数300人以下等の条件の企業）
※中堅企業等については別途相談
- 一企業あたり300人程度まで登録可能
※県内中小企業で10万人まで登録可能、同時利用は5万人まで可能

【利用条件】

- 令和5年12月までの間、無償で提供します。
- 企業及び自宅のインターネット回線、パソコン等については自己負担でご準備ください。

【申込み方法】

下記へお問い合わせのうえ、企業の経営者またはシステム管理者からお申し込みください。応募者多数の場合は抽選で決定します。

＜問い合わせ先＞

テレワーク兵庫 ヘルプデスク
TEL：078-381-9205（受付時間 平日9：00～17：30）
Email：hyogo-telework@soc.pref.hyogo.jp
H P：https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk27/telwh.html



【厚生労働省からのお知らせ】

最低賃金を引き上げた中小企業における雇用調整助成金等の要件緩和について

雇用調整助成金等について

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に対して、雇用調整助成金の特例制度を設けること等により支援策を講じております。この度、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によって特に厳しい業況にある中小企業等による雇用維持のための取組みの継続を図っていただく観点から、下記のとおり、業況特例等の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間あたり賃金を一定以上引き上げる場合、地域別最低賃金が引き上がる本年10月から12月までの3ヶ月間、休業規模要件を問わずに支給する特例を設けることとしました(雇用保険被保険者、被保険者以外ともに、緊急雇用安定助成金で対応)。活用を検討されている中小企業事業主の方は、最寄りの都道府県労働局またはハローワークへご相談ください。

- (1) 令和3年10月から3ヶ月間の休業について、業況特例又は地域特例の対象となる中小企業(令和3年1月8日以降解雇等を行っていない場合に限り)が、事業場内最低賃金を、令和3年7月16日以降、同年12月までの間に、30円以上引き上げた場合、休業規模要件を問わずに支給を行います。
- (2) 令和3年度地域別最低賃金の発効日以降に賃金を引き上げる場合は、発効後の地域別最低賃金から30円以上引き上げる必要があります。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例情報や具体的な手続きの流れについては、厚生労働省・都道府県労働局のホームページでご案内しております。ご不明な点がございましたら下記のコールセンターまでお問い合わせください。
(雇用調整助成金に関する厚生労働省HP)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

＜問い合わせ先＞ 雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター
TEL：0120-60-3999 受付時間 9：00～21：00（土日・祝日含む）

第63回中小企業団体兵庫県大会の日程変更について

令和3年11月9日に開催を予定しておりました「第63回中小企業団体兵庫県大会」は、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を鑑み、下記のとおり延期をすることといたしました。何とぞご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、今後の感染拡大状況によっては内容を変更する場合もございますので、あらかじめご了承ください。

開催日

(変更前) 令和3年 11月9日(火) → (変更後) 令和3年 12月1日(水)

＜問い合わせ先＞

兵庫県中小企業団体中央会 総務課 TEL：078-331-2045

齋藤新知事と 本会中村会長が懇談

8月10日、齋藤元彦兵庫県知事が就任の挨拶を兼ねて中央会事務局に来訪され、中村会長と懇談されました。

その際、中央会として県政を力強く支えていく旨、中村会長より発言がありました。



土地や家屋を取得した場合は 不動産取得税の申告をお忘れなく！



売買・贈与・交換・建築などによって不動産(土地・家屋)を取得(登記の有無は問いません)されると、不動産取得税が課税されます。

詳しくは、最寄りの県税事務所にお問い合わせください。

＜兵庫県・県税事務所＞

新 型 定 期 預 金

マイハーベスト

高めの金利設定(当金庫内比較)

1年、2年、3年から期間が選べる

お預け入れは50万円から



商工中金

●神戸市役所南側西入る
神戸支店

〒650-0032 神戸市中央区伊藤町111
☎078(391)7541

●市民会館東隣
姫路支店

〒670-0015 姫路市総社本町111
☎079(223)8431

●労働福祉会館前
尼崎支店

〒660-0096 尼崎市東難波町5-19-8
☎06(6481)7501

事業主の皆さまへ(全企業が対象です)

育児・介護休業法 改正ポイントのご案内

以下が改正内容の主なポイントになります。※詳細は追って省令等で定められます。

① 出生直後の時期に柔軟に育児休業を取得できるようになります。

施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日

	新制度(現行制度とは別に取得可能)	現行育児休業制度
対象期間 取得可能日数	子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能	原則子が1歳(最長2歳)まで
申出期限	原則休業の2週間前まで(※1)	原則1か月前まで
分割取得	分割して2回取得可能	原則分割不可(今回の改正で分割して2回まで取得可能)
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、 労働者が合意した範囲(※2)で休業中に就業することが可能	原則就業不可

※1 職場環境の整備などについて、今回の改正で義務付けられる内容を上回る取り組みの実施を労使協定で定めている場合は、1か月前までとすることができます。

※2 具体的な手続きの流れは以下①～③のとおりです。
①労働者が就業してもよい場合は事業主にその条件を申出
②事業主は、労働者が申し出た条件の範囲内で候補日・時間を提示
③労働者が同意した範囲で就業
なお、就業可能日等の上限(休業期間中の労働日・所定労働時間の半分)を厚生労働省令で定める予定です。

(注)新制度についても育児休業給付の対象となります。

② 雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置が事業主の義務になります

施行日：令和4年4月1日

- 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備(研修、相談窓口設置等)
- 妊娠・出産(本人または配偶者)の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置

・雇用環境整備の具体的な内容については、複数の選択肢からいずれかを選択して措置していただくこととする予定です。
・個別周知の方法については、省令において、面談での制度説明、書面による制度の情報提供等の複数の選択肢からいずれかを選択して措置していただくこととする予定です。

※ 休業取得意向の確認は、事業主が労働者に対し、育児休業の取得を促させるような形での実施を認めないことを定める予定です。

厚生労働省 兵庫県労働局雇用環境・均等部

③ 育児休業を分割して取得できるようになります

施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日

改正前	改正後
●原則分割することはできない ●1歳以降に休業を延長する場合、 育児開始日は1歳、1歳半の時点に 限定	●(新制度とは別に)分割して2回 まで取得可能 ●1歳以降に延長する場合について、 育児開始日を柔軟化

④ 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件が緩和されます

施行日：令和4年4月1日

改正前	改正後
(育児休業の場合) (1)引き続き雇用された期間が1年以上 (2)1歳6か月までの間に契約が満了する ことが明らかでない	●(1)の要件を撤廃し、(2)のみに ※無期雇用労働者と同様の取り扱い (引き続き雇用された期間が1年未満の 労働者は労使協定の締結により除外可)

⑤ 育児休業取得状況の公表が義務になります

施行日：令和5年4月1日

従業員数1,000人超の企業は、**育児休業等の取得の状況を公表することが義務付けられます。**

※公表内容は、男性の「育児休業等の取得率」または「育児休業等と育児目的休暇の取得率」と省令で定める予定です。

お問い合わせ先
兵庫労働局雇用環境・均等部指導課

住所：兵庫県神戸市中央区東川崎町
1-1-3
神戸クリスタルタワー15階

電話番号：078-367-0820



厚生労働省 兵庫労働局 雇用環境・均等部

令和3年6月作成